

令和6年度 市民税・県民税申告書の手引き

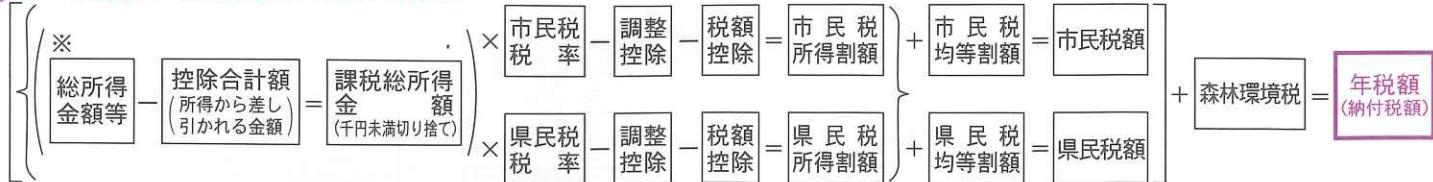
この手引きは、市民税・県民税の各種控除や所得の内容等について説明しています。

★ 令和6年度市民税・県民税申告書を提出する必要があるかどうか不明な方は、別紙「フローチャートで確認しよう あなたは申告が必要? 不要??」で確認してください。

★ 申告書の書き方は、別紙「令和6年度市民税・県民税申告書の書き方」を御覧ください。



▶ 市民税・県民税等の計算の仕方



▶ 市民税・県民税が課税されない人

【所得割と均等割、森林環境税がかからない人】

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 税法上の障害者、未成年者(平成18年1月3日以降に生まれた方で婚姻事実がない方)又は寡婦・ひとり親のいずれかに該当し、前年分の合計所得金額が135万円以下の人
- 前年分の合計所得金額が次の金額以下の人：扶養親族がいない場合…45万円
扶養親族がいる場合…35万円×(本人+扶養親族の人数※)+31万円

令和6年度市民税・県民税申告書及び手引きは令和6年1月1日現在の法令に基づいています。

【所得割がかからない人】

- 所得控除の合計金額が総所得金額等を上まわる人
- 前年分の総所得金額等が次の金額以下の人：扶養親族がいない場合…45万円
扶養親族がいる場合…35万円×(本人+扶養親族の人数※)+42万円

※扶養親族には、同一生計配偶者を含みます。

▶ 税率表

1. 所得割

市民税	県民税
6.0%	4.025%

※県民税率には超過課税分0.025%が含まれます。

2. 均等割

市民税	県民税
3,000円	1,300円

3. 森林環境税

年額
1,000円

7. 居住用財産の長期譲渡所得(軽課)

課税長期譲渡所得	市民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
6,000万円以下	2.4%	0円	1.6%	0円
6,000万円を超える	3.0%	360,000円	2.0%	240,000円

8. 株式等の譲渡所得

市民税	県民税
3.0%	2.0%

9. 先物取引に係る所得

市民税	県民税
3.0%	2.0%

10. 分離課税を選択したときの上場株式等に係る配当所得

市民税	県民税
3.0%	2.0%

▶ 税額控除

1. 配当控除

課税される配当所得がある場合、その配当所得の金額に対して、次の率で計算した額が控除されます(一部率が異なる配当があります)。※分離課税を選択した場合、配当控除はありません。

課税総所得金額等が 1,000万円以下の場合	市民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
2,000万円以下	2.4%	0円	1.6%	0円
2,000万円を超える	3.0%	120,000円	2.0%	80,000円

2. 住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額がある場合、居住開始年月日によって次のとおりに市・県民税額から控除されます。

居住開始年月日	控除限度額
①H26年1月1日～H26年3月31日	97,500円
②H26年4月1日～R6年12月31日(消費税率が8%か10%でない場合)	136,500円
H26年4月1日～R3年12月31日(消費税率8%か10%で購入した場合に限る)	

※居住開始年月日や住宅取得契約日によっては図のとおりとならない場合があります。

3. 外国税額控除

外国の法令により課税されている場合において、一定の方法により、所得税、県民税、市民税の順に税額から控除されます。

4. 寄附金税額控除

詳細は中面 E を御覧ください。

▶ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

特定配当等(上場株式等の配当など)及び特定口座内の上場株式等譲渡所得について申告された場合、他の所得と合計されますが、すでに徴収された税額については、一定の方法により税額から控除(充当)されます。

区分	市民税	県民税
配当割額	すでに徴収された 金額の3/5	すでに徴収された 金額の2/5
株式等譲渡所得割額		

▶ 所得税と市民税・県民税所得控除の相違点 ※ 太枠内は人的控除です。

区分	所得税	市民税・県民税																																																																																																																																																																											
所得税から差し引かれる金額	<p>生命保険料控除</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額</td></tr> <tr><td colspan="2">旧契約(平成23年12月31日以前の契約)</td></tr> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>25,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>25,001円～50,000円</td><td>支払保険料×1/2+12,500円</td></tr> <tr><td>50,001円～100,000円</td><td>支払保険料×1/4+25,000円</td></tr> <tr><td>100,001円以上</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">新契約(平成24年1月1日以降の契約)</td></tr> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>20,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>20,001円～40,000円</td><td>支払保険料×1/2+10,000円</td></tr> <tr><td>40,001円～80,000円</td><td>支払保険料×1/4+20,000円</td></tr> <tr><td>80,001円以上</td><td>40,000円</td></tr> </table> <p>※介護医療保険料は「新契約」です。</p> <p>新契約のみ、又は旧契約と新契約の両方について、控除の適用を受ける場合の適用限度額は40,000円です。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、適用限度額は50,000円です。生命保険料控除の合計適用限度額は120,000円です。</p> <p>地震保険料控除</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">◇ 地震保険料</td></tr> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>50,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>50,000円超</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">◇ 旧長期損害保険料</td></tr> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>10,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>10,001円～20,000円</td><td>支払保険料×1/2+5,000円</td></tr> <tr><td>20,000円超</td><td>15,000円</td></tr> </table> <p>地震保険料と旧長期損害保険料があれば合計で最高50,000円</p> <p>障害者控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の障害者</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>同居特別障害者</td><td>750,000円</td></tr> </table> <p>寡婦・ひとり親控除</p> <table border="1"> <tr><td>寡婦</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>ひとり親</td><td>350,000円</td></tr> </table> <p>勤労学生控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の控除対象配偶者</td><td>最高額 380,000円</td></tr> <tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>最高額 480,000円</td></tr> </table> <p>配偶者控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>630,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>580,000円</td></tr> </table> <p>扶養控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table> <p>基礎控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の障害者</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>同居特別障害者</td><td>530,000円</td></tr> </table> <p>寡婦</p> <table border="1"> <tr><td>寡婦</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>ひとり親</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>勤労学生控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の控除対象配偶者</td><td>最高額 330,000円</td></tr> <tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>最高額 380,000円</td></tr> </table> <p>配偶者控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table> <p>扶養控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table> <p>基礎控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table>	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額		旧契約(平成23年12月31日以前の契約)		支払保険料	控除額	25,000円以下	全額	25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円	50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円	100,001円以上	50,000円	新契約(平成24年1月1日以降の契約)		支払保険料	控除額	20,000円以下	全額	20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円	40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円	80,001円以上	40,000円	◇ 地震保険料		支払保険料	控除額	50,000円以下	全額	50,000円超	50,000円	◇ 旧長期損害保険料		支払保険料	控除額	10,000円以下	全額	10,001円～20,000円	支払保険料×1/2+5,000円	20,000円超	15,000円	一般の障害者	270,000円	特別障害者	400,000円	同居特別障害者	750,000円	寡婦	270,000円	ひとり親	350,000円	一般の控除対象配偶者	最高額 380,000円	老人控除対象配偶者	最高額 480,000円	一般の扶養親族	380,000円	特定扶養親族	630,000円	同居老親等以外の者	480,000円	同居老親等	580,000円	一般の扶養親族	380,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円	一般の障害者	260,000円	特別障害者	300,000円	同居特別障害者	530,000円	寡婦	260,000円	ひとり親	300,000円	一般の控除対象配偶者	最高額 330,000円	老人控除対象配偶者	最高額 380,000円	一般の扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円	一般の扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円	一般の扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円	<p>一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額</p> <p>旧契約(平成23年12月31日以前の契約)</p> <table border="1"> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払保険料×1/2+7,500円</td></tr> <tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払保険料×1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr> </table> <p>新契約(平成24年1月1日以降の契約)</p> <table border="1"> <tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr> <tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr> </table> <p>新契約のみ、又は旧契約と新契約の両方について、控除の適用を受ける場合の適用限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、適用限度額は35,000円です。生命保険料控除の合計適用限度額は70,000円です。</p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料があれば合計で最高25,000円</p>	支払保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	支払保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円	<p>一般の障害者</p> <table border="1"> <tr><td>一般の障害者</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>同居特別障害者</td><td>750,000円</td></tr> </table> <p>寡婦</p> <table border="1"> <tr><td>寡婦</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>ひとり親</td><td>350,000円</td></tr> </table> <p>勤労学生控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の控除対象配偶者</td><td>最高額 380,000円</td></tr> <tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>最高額 480,000円</td></tr> </table> <p>配偶者控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>630,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>580,000円</td></tr> </table> <p>扶養控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table> <p>基礎控除</p> <table border="1"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>同居老親等</td><td>450,000円</td></tr> </table>	一般の障害者	270,000円	特別障害者	400,000円	同居特別障害者	750,000円	寡婦	270,000円	ひとり親	350,000円	一般の控除対象配偶者	最高額 380,000円	老人控除対象配偶者	最高額 480,000円	一般の扶養親族	380,000円	特定扶養親族	630,000円	同居老親等以外の者	480,000円	同居老親等	580,000円	一般の扶養親族	380,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円	一般の扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	同居老親等以外の者	380,000円	同居老親等	450,000円
一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料それぞれの支払額から次の計算式により別々に求めた控除の合計額																																																																																																																																																																													
旧契約(平成23年12月31日以前の契約)																																																																																																																																																																													
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
25,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円																																																																																																																																																																												
50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円																																																																																																																																																																												
100,001円以上	50,000円																																																																																																																																																																												
新契約(平成24年1月1日以降の契約)																																																																																																																																																																													
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
20,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円																																																																																																																																																																												
40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円																																																																																																																																																																												
80,001円以上	40,000円																																																																																																																																																																												
◇ 地震保険料																																																																																																																																																																													
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
50,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
50,000円超	50,000円																																																																																																																																																																												
◇ 旧長期損害保険料																																																																																																																																																																													
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
10,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
10,001円～20,000円	支払保険料×1/2+5,000円																																																																																																																																																																												
20,000円超	15,000円																																																																																																																																																																												
一般の障害者	270,000円																																																																																																																																																																												
特別障害者	400,000円																																																																																																																																																																												
同居特別障害者	750,000円																																																																																																																																																																												
寡婦	270,000円																																																																																																																																																																												
ひとり親	350,000円																																																																																																																																																																												
一般の控除対象配偶者	最高額 380,000円																																																																																																																																																																												
老人控除対象配偶者	最高額 480,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	380,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	630,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	480,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	580,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	380,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												
一般の障害者	260,000円																																																																																																																																																																												
特別障害者	300,000円																																																																																																																																																																												
同居特別障害者	530,000円																																																																																																																																																																												
寡婦	260,000円																																																																																																																																																																												
ひとり親	300,000円																																																																																																																																																																												
一般の控除対象配偶者	最高額 330,000円																																																																																																																																																																												
老人控除対象配偶者	最高額 380,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	330,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	330,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	330,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
15,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																																																																																																																																																																												
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																																																																																																																																																												
70,001円以上	35,000円																																																																																																																																																																												
支払保険料	控除額																																																																																																																																																																												
12,000円以下	全額																																																																																																																																																																												
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																																																																																																																																																																												
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																																																																																																																																																												
56,001円以上	28,000円																																																																																																																																																																												
一般の障害者	270,000円																																																																																																																																																																												
特別障害者	400,000円																																																																																																																																																																												
同居特別障害者	750,000円																																																																																																																																																																												
寡婦	270,000円																																																																																																																																																																												
ひとり親	350,000円																																																																																																																																																																												
一般の控除対象配偶者	最高額 380,000円																																																																																																																																																																												
老人控除対象配偶者	最高額 480,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	380,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	630,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	480,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	580,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	380,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												
一般の扶養親族	330,000円																																																																																																																																																																												
特定扶養親族	450,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等以外の者	380,000円																																																																																																																																																																												
同居老親等	450,000円																																																																																																																																																																												

※ 市民税・県民税における一般の控除対象配偶者・老人控除対象配偶者の控除額については中面Aを、基礎控除額については中面Eを御覧ください。

▶ 調整控除

税源移譲によって、個々の納税者の負担が変わらないよう、所得税と市民税・県民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する措置

※ 配偶者特別控除については、一部調整控除の対象とならない場合があります。

※ 合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者は、適用外となります。

◇ 合計課税所得金額 ≤ 200万円の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{合計課税所得金額と所得税との} \\ \text{人の控除差の合計額のいづれか少} \\ \text{ない方の金額} \end{array} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{市民税 3 \%} \\ \text{県民税 2 \%} \end{array} \right]$$

◇ 合計課税所得金額 > 200万円の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得税との人の控除差の合計額} \\ - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \end{array} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{市民税 3 \%} \\ \text{県民税 2 \%} \\ \text{※5万円以下は5万円} \end{array} \right]$$

▶ 所得金額調整控除

平成30年度税制改正における給与所得控除の上限額の引き下げや所得控除から基礎控除への控除額の振替による負担増を調整する措置

(1) 子育て世帯等に対する所得金額調整控除

前年の給与等の収入額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する場合、給与所得金額から控除されます。

・本人が特別障害者に該当する場合

・年齢が23歳未満の扶養親族がいる場合

・特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族がいる場合

◇計算方法◇

(給与等収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与所得金額と公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超える場合、給与所得金額から控除されます。

◇計算方法◇

給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)

+ 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

※左記(1)の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から控除します。